

(参考：改正後全文)
健感発 0724 第 3 号
平成 26 年 7 月 24 日

健感発 0918 第 7 号
一部改正 平成 27 年 9 月 18 日

健感発 0707 第 3 号
一部改正 平成 29 年 7 月 7 日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

中東呼吸器症候群における検疫対応について

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。以下単に「MER S」という。）については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 258 号）及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年省令第 82 号）が、平成 26 年 7 月 16 日に公布され、同月 26 日から施行されることに伴い、下記のとおり対応に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 基本的事項

1. 定義

(1) MER S 疑似症患者

検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 12 条の規定に基づく質問並びに同法第 13 条の規定に基づく診察及び検査により、以下のア又はイ（以下「定義 1」という。）に該当する者（ただし、これらの者がMER Sではなく他の疾病によることが明らかかな場合を除く。）をMER S 疑似症患者とすること。なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号）の別紙に定める「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「届出基準」という。）（別添）における疑似症患者の定義（以下「定義 2」という。）

に該当する者についても、MER S 疑似症患者とすること。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、かつ臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS等の肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に流行国（※1）において、MER S であることが確定した患者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴（※2）があるもの

イ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、MER S であることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MER S であることが確定した患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又はMER S であることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接接触したもの

※1 流行国：中東地域の一部

具体的には、「検疫法第2条第3号に規定する検疫感染症のうち中東呼吸器症候群の流行国について」（平成26年7月24日付け健感発0724第2号）に定める国。

なお、届出基準（別添）第3の5の（4）感染が疑われる患者の要件における「WHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域」についても、本通知に定める「流行国」とする。

※2 ヒトコブラクダとの濃厚接触歴：ヒトコブラクダの鼻や口等との接触（ヒトコブラクダから顔を舐められるなど）や、ヒトコブラクダの生のミルクや非加熱の肉などの摂取。

（2）健康監視対象者

検疫法第12条の規定に基づく質問により、14日以内にMER S の流行国において、①MER S であることが確定した患者との接触歴がある者及び②ヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者を健康監視対象者とする。また、14日以内にMER S の流行国に限らず、③MER S であることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していた者、④MER S であることが確定した患者と同居していた者、⑤MER S であることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接接触した者、⑥機内等でMER S 疑似症患者と接触した者を健康監視対象者とする。

なお、⑥については、到着前にMER S の感染が疑われる者が確認され、機内検疫等を行った結果、定義1に該当する者が確認された場合において、当該者と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）並びに当該者に対応した乗員及び周辺座席の乗客のうち検疫所長が飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者とする。

（3）MER S 患者（確定例）

国立感染症研究所において、PCR検査によりMER S コロナウイルスの少なくとも2つの遺伝子領域で確認された者とする。

2. 質問及び診察

MERSの流行国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行うこと。質問及び診察の結果、MERS疑似症患者の定義1に該当する場合又は定義2に該当することを疑い検査（以下「定義2の検査」という。）を実施（※3）する場合には、直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ報告を行うとともに、検体（咽頭拭い液又は喀痰）を採取し、PCR検査を実施すること。PCR検査は、検疫所で実施することが原則であること。ただし、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施できる検疫所まで検体を搬送することが非効率な位置に所在する検疫所（支所及び出張所）においては、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼すること等により検査を実施できる体制を整えること。PCR検査を地方衛生研究所に依頼する場合においては、事前に依頼する地方衛生研究所が所在する都道府県等と協議し、体制を整えておくこと。

※3 定義1には該当しないが、届出基準（別添）第3の5の（4）感染が疑われる患者の要件のア、イ又はウのいずれかに該当し、MERS疑似症患者である蓋然性があると判断された場合に検査を実施すること。

検体は、「MERSコロナウイルスに係る検査マニュアル」（平成26年5月30日付け検疫所業務管理室事務連絡）に従い搬送すること。

なお、定義1に該当すると判断し、PCR検査を実施する場合、検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）の検査結果と並行して、最も速やかに搬送できる手段により国立感染症研究所へ検体を搬送すること。定義2の検査を実施する場合は、まずは検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）で検査を行うこととし、国立感染症研究所でのPCR検査を並行して行う必要はないこと。ただし、検査の結果陽性の場合には、速やかに国立感染症研究所へ検体を搬送すること。

定義2の検査を実施する場合、感染拡大防止のため、検査結果が判明するまでの間、当該検査の対象となる者に対し、検疫所に留まるよう依頼し、同意を得ること。やむを得ず当該者が検疫所から帰宅する場合は、サージカルマスクを着用させ、人混みを避け、可能な限り公共交通機関を使用しないように指導するとともに、帰宅後においてもできる限り外出を避けるよう説明すること。あわせて、PCR検査の結果について、当該者に速やかに連絡できる体制を確保すること。

また、診察及び検査の結果、MERS疑似症患者に該当すると判断した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ経過報告を行うとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

（平成18年3月8日付け健感発第0308001号）において定める「中東呼吸器症候群（MERS）発生届（別記様式2-5）」を最寄りの保健所長を経由して都道府

県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。）に届け出ること。併せて、報告様式（様式1）により当該都道府県知事に報告を行い、当該都道府県知事によって当該者の入院措置が適切に行われるよう必要な協力を行うこと。

なお、国立感染症研究所において、PCR検査によりMERSコロナウイルスの少なくとも2つの遺伝子領域が確認された場合又は分離・同定によりMERSコロナウイルスが検出された場合には、MERS患者（確定例）として、検疫法第26条の3の規定に基づき、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）第9条の4で定める事項を通知すること。

3. 健康監視

健康監視対象者について、検疫法第18条第2項の規定に基づく健康監視として、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、調査票（様式2）により報告を求め、健康監視対象者用指示書（様式3）を手渡し、出国日（接触の可能性のある日が特定できる場合は当該日）から336時間（14日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求め、又は質問を行うこと。

健康監視対象者が発生した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ経過報告を行うとともに、報告様式（様式1）により当該者の居住地を管轄する都道府県知事に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視対象者からの報告又は当該者への質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、検疫法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、MERSの予防上必要な事項を指示すること。また、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第6条の3で定める事項を通知書（様式4）により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県知事と連携を図ること。なお、到着前にMERSの感染が疑われる者が確認され、機内検疫等を行った結果、定義2の検査を実施する場合において、当該者と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）並びに当該者に対応した乗員及び周辺座席の乗客のうち検疫所長が飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者については、氏名並びに国内における居所及び連絡先について把握しておくこと。

4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が海外のMERSの発生状況に鑑み検疫所長宛て別途指示した場合は、MERSの流行国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を直ちに実施すること。その結果、異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、健康管理カード（様式

5) を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

5. 仮検疫済証の交付

MERSの流行国を発航し、又は寄航してから 336 時間以内に来航した船舶（MERSの流行国に滞在した者を洋上で乗り移らせた船舶を含む。）及び航空機については、検疫の結果、MERSの国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合には、検疫法第 18 条第 1 項の規定に基づき、336 時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官がMERSの感染が疑われる者と接触する場合には、当該者にサージカルマスクを着用させるとともに、検疫官はサージカルマスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95 マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（フェイスガードでも可）を着用すること。また、MERS患者（確定例）又はMERS疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、当該調査に協力すること。

7. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、検疫法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、MERSの外国における発生状況及びMERSの予防の方法について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙 1）の設置等により積極的に情報提供するよう努め、注意喚起すること。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

MERSの流行国を発航し又はそれらの国に寄航して来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報（以下「検疫前の通報」という。）により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対しMERSの感染が疑われる者の有無について確認を求めること。その結果、MERSの感染が疑われる者の搭乗が把握できた場合、または否定できなかった場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握するよう努めること。

また、検疫前の通報により、有症者の発生がないことが報告された場合においても、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

2. 船舶の検疫

14日以内に、MERSの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから来航する船舶については、検疫前の通報と併せ、MERS追加通報項目（様式6）の提出を求めること。さらに、船医が乗船している客船については、これらに加えて船医申告書（様式7）及び診療記録簿（様式8）の提出を求めること。なお、船医申告書及び診療記録簿については、船医等から同様の医療情報等が入手できる場合は、提出を省略することができる。

このほか、発熱等を呈している者の有無や入港までの期間に応じ、船舶の検疫は次のとおり対応すること。

- (1) 14日以内に、MERSの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから来航する船舶について、検疫前の通報等により、発熱又は急性呼吸器症状を呈している乗客等の乗船が確認された場合

当該船舶の到着前に、船舶の長に対しMERSの感染が疑われる者の有無について確認を求めること。その結果、MERSの感染が疑われる者の乗船が把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

なお、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、検疫法第8条第3項の規定に基づき、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な感染防御対策が講じられているか確認すること。また、必要に応じ、健康相談等を行う場所の確保などを、船舶代理店等を通じ当該船舶に指示すること。

- (2) 14日以内に、MERSの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから来航する船舶について、検疫前の通報等により、発熱又は急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を

実施し、船医等からの聴取、医療記録等から、MER Sの感染が疑われる者の有無について確認すること。

なお、MER Sの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

貨物船については、MER Sの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、追加通報項目（様式6）により、船舶の長に対しMER Sの感染が疑われる者の有無について改めて確認を求め、MER Sの感染が疑われる者が乗船していない旨の確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

(3) MER Sの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから14日を過ぎた後に来航する船舶の場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫前の通報により有症者の発生の有無の確認を行うとともに、MER Sの感染が疑われる者が乗船していない旨の確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

貨物船については、通常どおりの通報により対応すること。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、MER Sの国内における感染拡大を防止するため、関係行政機関や都道府県との間で情報の共有及び連携強化を図りつつ、対応に当たること。

また、危機管理事象発生時に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

様式1：報告様式（検疫所業務管理室、結核感染症課、都道府県等宛）
（中東呼吸器症候群（MER S）について）

様式2：調査票

様式3：健康監視対象者用指示書

様式4：通知書

様式5：健康管理カード

（中東諸国で中東呼吸器症候群（MER S）が発生しています）

様式6：追加通報項目
（MER S追加通報項目）

様式7：船医申告書

様式8：診療記録簿

別紙1：リーフレット
（中東呼吸器症候群（MER S））

別紙2：フローチャート
（MER Sに関する検疫対応フロー）

別添：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付け健感発第0308001号）の別紙に定める「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

{ 検疫所業務管理室
結核感染症課
都道府県等 } 御中

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群 (MERS) の (疑似症患者・健康監視対象者) に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>

〇〇市 (区・町) 在住 (外国人渡航者等の場合は宿泊ホテル名及び国内の行程を記載)

→都道府県等への連絡状況 (都道府県等の担当者氏名、連絡時間等)

国籍: (外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載)

性別: 〇性

年齢: 〇歳

住所:

職業:

搭乗者区分: (外務省ルート、サーモグラフィー、検疫官による呼びかけ、自己申告 (機内アナウンス、ポスター、渡航前の事前情報)、その他 (自由記載))

基礎疾患:

国内の移動方法: 公共交通機関を使用 (具体的に)

<旅行ツアー>

内容: (ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていたか。)

旅行会社名: (ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていた場合に記載。)

旅行会社の連絡先: (旅行会社が国内の会社の場合に限る。)

<同行者の有無>

<渡航先等>

HO. 〇. 〇~〇. 〇 サウジアラビア

HO. 〇. 〇~〇. 〇 カタール

HO. 〇. 〇~

<MERS が疑われる患者又はヒトコブラクダとの接触内容>

日時: 〇. 〇 〇

場所:

内容: (医療機関の受診、訪問歴。MERS 確定患者との接触、ヒトコブラクダとの濃厚接触 (例: ヒトコブラクダに乗った、未殺菌乳の喫食、加熱が不十分な肉の喫食等)

<健康監視期間>

平成〇年〇月〇日まで

<症状の経過等（分かる限りで）>

H〇. 〇. 〇～（症状・発症日）

H〇. 〇. 〇～（症状・発症日）

現在の症状（分かる限り細かく）：

<健康相談記録内容>

（問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項）

<検査実施の有無>（他に疑われる感染症等の検査結果を含む）

有 検査開始時間 〇〇：〇〇 検査結果判明予定時間 〇〇：〇〇

→（検査判定日時及び検査結果を記載）

無

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 〇名・〇〇名

座席番号

機内アナウンスの有無

調査票

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条の積極的疫学調査及び検疫法第 18 条第 2 項に規定する健康監視に使用します。正確に太枠内を記入してください。

ふりがな 氏名：		年齢：	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業：	国籍：
MERSが疑われる患者、又は、ヒトコブラクダと濃厚に接触した可能性がありますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 国・地域名： 接触の状況を具体的に：					
日本国内における住所・滞在先（滞在の場合は下欄に本日から 日間の連絡先を記入してください。）					
住所	都道府県		市区町村		
	電話：			携帯電話：	
本日から	滞在期間	宿泊先又は連絡先			
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
日間の 宿泊先・ 出国予定	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
	日本出国予定日：	年 月 日	出国空港：	空港 便名：	
旅行代理店	今回の旅行は旅行代理店等が企画又は仲介していますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。				
	旅行代理店名・支店名等			日本における電話：	
	ツアー名：				

この調査票の内容は検疫及び国内の感染症対策の目的以外には使用しません。

なお、検疫法第 36 条第 7 号の規定により、質問に回答しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

検疫時の体温	℃	解熱剤使用	無・有	薬剤名	・	時間前使用
主な症状	<input type="checkbox"/> 咳	<input type="checkbox"/> その他の呼吸器症状	<input type="checkbox"/> 全身倦怠	<input type="checkbox"/> その他（	）	
その他特記事項						
検疫年月日：	年	月	日	便・船名：		
検疫所名：	担当者名：			調査票番号：		

健康監視対象者用指示書

あなたは、検疫法第 18 条第 2 項に規定する健康監視の対象となります。本日から平成 年 月 日までの間、次の項目を守ってください。

- (1) マスクを着用し、できるだけ人ごみを避けるようにしてください。
- (2) 毎日 2 回 (朝、夕) 体温を測り、下記の連絡先に連絡してください。
- (3) 体温が 37.5 度以上になったり、激しい咳が出たり、呼吸が苦しくなったら、ただちに下記の検疫所に連絡するとともに、検疫所からの連絡を受けた保健所の指示があるまでは、他者への感染のおそれがありますので、絶対に直接医療機関に行かないでください。
- (4) 検疫所からもあなたの体調について、確認の電話をする場合がありますので正確にご報告ください。

記

連絡先： 厚生労働省 検疫所 電話：

調査票番号： _____

※検疫所からもあなたの体調について定期的に確認の電話をします。

注) 検疫法第 18 条第 2 項に規定する健康状態の報告要請です。正確に報告してください。
なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第 36 条第 7 号の規定により 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

通 知 書

平成 年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長)

_____ 殿

_____ 検疫所長

下記の MERS の健康監視対象者について、検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づく帰国後の健康状態の報告を求めていたところ、健康状態に異状を生じたことを確認したので、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

ふりがな			
氏 名 :	年齢 :	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍 :

当該者の国内における居所、連絡先、渡航先、検疫時の状況等については、別添の調査票（又は健康状態質問票）を参照してください。

入 国 後 の 状 況	当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等
	確定のための検査 国立感染症研究所へ・依頼中 ・結果 () 検体番号 :
	入国後 年 月 日の健康状況 体温 ℃
	その他特記事項
参 考	当該者の濃厚接触者 無・有

当該者の調査票番号 :

中東諸国で中東呼吸器症候群 (MERS) が 発生しています

※ 主な流行国：アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、
クウェート、サウジアラビア、ヨルダン

☆ MERS は、新しい種類のコロナウイルスによる感染症です。感染すると高熱や咳、
息切れといったインフルエンザのような症状が出ます。特別な治療法はなく患者
の症状に合わせて治療を行うことになります。

☆ MERS の流行国に滞在していた方は、本日から 1 4 日間、健康状態に留意し、以下
のように行動してください。

○ マスクの着用

MERS は、現時点では持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、
咳などの症状がある場合には、マスクを着用してください。

○ 健康状態の確認

毎日の体温測定による発熱の有無

激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状の有無

○ 体調が悪くなったときの対応

発熱や咳など急性呼吸器症状がみられた場合には、事前に保健所に連絡の上、
中東諸国に滞在していたことを告げて保健所の指示に従ってください。

医療機関を受診する際はこの紙を医療機関に示してください。

厚生労働省 ○○ 検疫所

TEL : ○○-○○○-○○○○

MERS 追加通報項目
Questionnaire on MERS

船舶の名称

Name of ship

船長の氏名

Name of master

発航地

Last port

乗員及び乗客の健康状態について、以下の6つの質問にお答えください。

Please answer following six questions regarding health condition of crews and passengers on board.

① 38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の有無

Is there any person suffering from flu-like symptoms such as fever over 38℃/100°F and acute respiratory symptoms ?

あり yes なし no

② 原因不明の肺炎や呼吸困難を呈している者の有無

Is there any person suffering from pneumonia and/or dyspnea caused by unknown disease?

あり yes なし no

③ 原因不明の死亡者の有無

Is there any dead person caused by unknown disease?

あり yes なし no

④ 14日以内に医療機関を訪問した者の有無

Is there any person who visited a hospital within 14 days?

あり yes なし no

⑤ 14日以内にヒトコブラクダとの接触歴を有する者

Is there any person who had contact with a camel within 14 days?

あり yes なし no

⑥ 14日以内にMERS患者（疑い例も含む。）との接触歴を有する者

Is there any person who had contact with a patient or a suspicious case of MERS within 14 days?

あり yes なし no

年 月 日 Date (Month Date, Year)

代理店の名称 Agent

担当者 Contact address

船医申告書

Declaration by Ship' s Doctor

1. ○月○日以降に診察を受けた患者数。

Number of patients who have been examined since

2. ○月○日以降、発熱を伴う患者数。

Number of patients with fever ($\geq 38^{\circ}\text{C}/100^{\circ}\text{F}$) on and after

3. 発熱を伴う患者の詳細内容を記載した文書を添付すること。

(氏名、性別、年齢、発症月日、症状、診断名、治療、転帰などを含むもの。)

Please attach "Record of Examinations" for patients with fever.

(including name or initial, sex, age, onset of illness, diagnosis, treatment and outcome)

私は、この申告書 (添付文書を含む) に記載した回答が、真実で正確なものであることをここに宣言する。

I hereby declare that the statements in this "Declaration by Ship' s Doctor" (including the attached "Record of Examinations") are complete and true to the best of my belief.

日付

Date _____

船医の署名

Signature of Ship' s Doctor _____

中東呼吸器症候群(MERS)

別紙1

《注意》 MERSが発生している中東諸国で、**患者やラクダと接触した方は、感染の可能性があるため、検疫所が最大14日間の健康監視(※)を行う場合があります。**

※健康監視とは、検疫所に毎日体温等の健康状態を報告することです。

【症状】

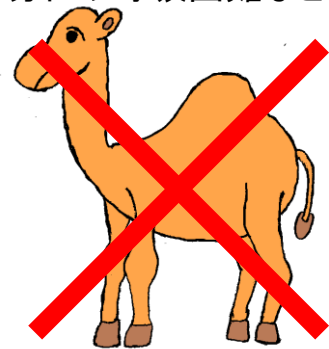
感染してから2～14日後に、呼吸器症状(発熱、咳、息切れや呼吸困難など)を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。

【治療】

特別な治療方法やワクチンはありません。

【予防対策】

- ・一般的な衛生対策として手洗いを行う。
- ・咳やくしゃみなどの症状を示している人との接触はできる限り避ける。



ラクダなど、動物との接触や、殺菌されていない乳や肉の喫食を避けましょう!!



【入国時に検疫所で】

発熱や咳などの呼吸器症状がある方や、ラクダ又はMERSが疑われる患者と接触した可能性がある方は、必ず、検疫官にお申し出ください。

【入国後症状が出たら】

入国後14日以内に、**発熱や咳などの呼吸器症状がみられた方は、速やかに電話にて最寄りの保健所にご連絡ください。**(直接医療機関に行かないでください。)

検疫所ホームページ FORTH

<http://www.forth.go.jp>



国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>

MERSに関する検疫対応フロー

MERS検査対象

1 以下のア又はイに該当する者(他の感染症又は他の病因によることが明らかな者を除く)

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、かつ臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS等の肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に流行国において、**MERSであることが確定した患者との接触歴があるもの**又は**ヒトコブラクダとの濃厚接触歴**(ヒトコブラクダの鼻や口等との接触(ヒトコブラクダから顔を舐められるなど)や、ヒトコブラクダの生のミルクや非加熱の肉などの摂取)**があるもの**

イ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、**MERSであることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していたもの**、**MERSであることが確定した患者と同居**(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)**していたもの**又は**MERSであることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接触れたもの**

2 以下のア、イ又はウ(届出基準における感染が疑われる患者の要件の定義)に該当し、MERS疑似症患者である蓋然性がある者

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に流行国に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に流行国において、医療機関を受診若しくは訪問したものの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

上記1に該当する者
(MERS疑似症患者)

上記2に該当する者

YES

NO

検疫所

- 質問(12条)、診察(13条)、検体採取、PCR検査
- 検疫所業務管理室、結核感染症課にメール等で報告(土日夜間休日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 当該者の接触状況等の情報収集

【14日以内にMERSの流行国+ ① or ②】

- ① MERSであることが確定した者との接触歴がある者
- ② ヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者

【MERSの流行国滞在を問わず ③ or ④ or ⑤ or ⑥】

- ③ MERSであることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ④ MERSであることが確定した患者と同居していた者
- ⑤ MERSであることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接触れた者
- ⑥ 機内等でMERS疑似症患者と接触した者※

※到着前にMERSの感染が疑われる者が確認され、上記1のア又はイに該当する疑似症患者と判断された者と同一旅程の同行者(ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。)、疑似症患者に対応した乗員のうち検疫所長が疑似症患者の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者

検疫所

- 当該者にサージカルマスク等の感染予防策を勧奨
- 航空機・船舶の消毒

検疫所 <結果判明まで>

- 同意を得て、検疫所に留まるよう依頼
- 同意が得られず、帰宅させる場合は、サージカルマスクの着用等の指導
- 検査結果の連絡を受けられるよう指導

陽性(MERS疑似症患者)

陰性

検疫所

- 検疫所業務管理室、結核感染症課にメール等で報告(様式1)(土日夜間休日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 都道府県への疑似症患者の届出(感染症法第12条第1項)及びメール等で報告(様式1)(土日夜間休日の場合、携帯にも併せて連絡)し、患者移送の調整
- 感染研へ検体搬送

都道府県等 <疑似症患者の搬送>

- 患者を感染症指定医療機関(特定、第一種、第二種)に移送

健康監視

検疫所

- 健康監視(検疫法第18条第2項) 調査票(様式2)により聞き取り
- 当該者に「健康監視対象者指示書」(様式3)を配布、説明※出国日(接触の可能性のある日)が特定できる場合は当該日から14日間、体温その他の健康状態を確認
- 厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1)(土日夜間休日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 当該者の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

健康監視

- 接触歴がある場合に実施

検疫所 <PCR検査結果>

陰性

陽性

検疫所

- 疑似症届出の取下げ

都道府県等

- 積極的疫学調査の開始
- 厚生労働省
- 公表

健康監視

国立感染症研究所

- 確認検査の実施
- 検疫所業務管理室及び結核感染症課へ報告
- 検体送付元検疫所へ報告→検疫所の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

MERS様症状発症

検疫所

- 厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1に追記)土日夜間休日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 当該者の居住地を管轄する都道府県へ「通知書」(様式4)により通知(検疫法第18条第3項)

感染研陰性

感染研陽性【患者(確定例)】

健康監視

- 接触歴がある場合に実施

検疫所

- 居住地を管轄する都道府県への通知(検疫法第26条の3)
- 都道府県への患者(確定例)の届出(感染症法第12条第1項)
- 厚生労働省
- 公表

都道府県等

- 感染症法に基づき都道府県が対応

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準（抜粋）

第3 二類感染症

5 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）

(1) 定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMERS（Middle East Respiratory Syndrome）コロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。

(2) 臨床的特徴

ヒトコブラクダがMERSコロナウイルスを保有しており、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられている。一方、家族間、感染対策が不十分な医療機関などにおける限定的なヒト-ヒト感染も報告されている。中東諸国を中心として発生がみられている。

潜伏期間は2～14日（中央値は5日程度）。無症状例から急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を来す重症例までである。典型的な病像は、発熱、咳嗽等から始まり、急速に肺炎を発症し、しばしば呼吸管理が必要となる。下痢などの消化器症状のほか、多臓器不全（特に腎不全）や敗血性ショックを伴う場合もある。高齢者及び糖尿病、腎不全などの基礎疾患を持つ者での重症化傾向がより高い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも1つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。
オ 感染症死亡疑いの死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から中東呼吸器症候群により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの